

# モデルガイドラインから上乗せで 設定したハードル等

## ①納税促進

一定の売り上げを超える提供者に対しては一斉送信等で確定申告を促すことの誓約を上乗せ基準として盛り込んだ。

## ②売上金分別管理の指導

認証対象サービスを運営する企業の財務基盤については、判断が困難なため、審査しないこととした。ただし、ホスト（提供者）の売上金の分別管理は要求し、決済代行会社などを利用してプラットフォームの倒産リスクをホストに負担させないように注意喚起を行っている。

## ③社内規程の扱い

申請内容を「社内ルール」に準じた定めとして適用・改善していただける旨の宣言を以って、申請書を次回審査まで適合が維持される旨の根拠とした。

# スケジュール

2017年3月1日	第1回委員会
6月1日	ローンチ・申請受付
7月25日	第1号グループに認証マーク付与（6社6サービス）
11月9日	第2号グループに認証マーク付与（9社9サービス）
2018年3月9日	第3号グループに認証マーク付与（3社3サービス）
8月27日	第4号グループに認証マーク付与（2社2サービス）

# ISO対応状況

**2017年3月** IWAカンファレンス@カナダ

**5月～** 経済産業省国際標準課・日本規格協会（JSA）と連携開始。

**9月** IWA27“**Guiding principles and framework for the sharing economy**”発行

**2018年2月** BSI（英国規格協会）と連携してモデルガイドラインの規格化（PAS）に向けて活動開始

**5月** 太平洋地域標準会議（PASC）（@岡山）にて登壇・発表

**6月** 北東アジア標準化協力会議（NEASF@杭州）にて登壇・発表

**7月～10月** Steering Group meeting（@英国）にて議論

**8月** ISO TC設置提案

**→ 2018年度中にPAS完成目標、2019年度ISO化目標**

## 認証制度の今後の展望



PDCAサイクルの高速回転(制度+各プラットフォームフォーマー)による業界全体の底上げ



利用者側・提供者側のモデルガイドラインの策定に向けた動き



国際標準化に向けた動き

## 国際的な議論の流れ



海外ではサプライヤーであるCの急激な増加による社会的な弊害(Ex.中国のシェアサイクル等)が出てきている。



認証ルールを設けて自主的に律する日本型のルールメイクの在り方が注目を浴び始めている。



現在国際標準化に興味を持っているのは、英国、オランダ、中国、韓国、台湾、カナダ、シンガポール、オーストラリアなど

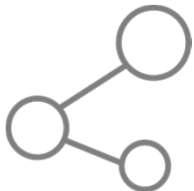
## プラットフォームの意識



シェアリングエコノミー業界をはじめ、いわゆるプラットフォームがビジネスの中心となっている。



プラットフォームビジネスは、いかに利用者にとって便利な「場」を作れるかが勝負。



つまり、利用者(消費者)ファーストで、常に利用者の動態・感度・満足度を見ていないとビジネスがそもそも成立せず、消費者からの評判が落ちれば事業が衰退することになる。

## 認証制度を運用してみても



プラットフォーム自身が数百人規模の運営会社であればリソースも割いて消費者保護やセキュリティ保護のための施策を打てる。



他方、スタートアップはリソースにも限界がある。



そこで、業界団体に属しながら、他社のヒヤリハット事例なども参照しつつ、業界全体の底上げを図り、連携してステップアップしていくことが非常に重要。

## 認証制度を運用してみても



シェアリングエコノミー認証制度はプラットフォームのあるべき姿を示すものだが、認知度の低さが課題。



プラットフォームだけではなく、市場に参加しているユーザー（提供者・利用者）側の意識改革・啓蒙活動が必要。



新しいルールメイキングの手段の一つとして、今後変化の激しいビジネス分野では共同規制モデルは主流になっていくのではないか。



# 協会の自主的取り組み

## 税制分科会の定期開催



プラットフォーマー主要各社で分科会を設置

## プラットフォーム企業 向け相談会の実施



プラットフォーマーに向けた相談会を実施

# 協会の自主的取り組み

シェアワーカー向け確定申告セミナーを国  
税庁協力のもと開催



イベントは終了です

～シェアと税制度の未来を考える2018～はじめて確定申告入門講座  
セミナー

主催：一般社団法人シェアリングエコノミー協会

後援：国税庁

企画協力：(株)マネーフォワード

確定申告普及推進パートナー(サービス名)：スペースマーケット・

クラウドワークス・TABICA・Anytimes・Coconala・Tadaku・LiveDeli・

ランサーズ

ユーザーに向けた確定申告の  
お知らせの雛形を配信

2017年12月25日  
シェアリングエコノミー協会  
会員限定メルマガ  
12月号

シェアリング  
エコノミー  
メルマガ本文

#3. お知らせ

■シェア事業者向け お知らせ  
確定申告のシーズンが始まります。ホストユーザーを持つシェア事業者様は、ユーザーへの告知のご協力をお願い致します。

【国税庁からのみなさまへのメッセージ】  
平成29年分確定申告の時期（H30.2.16～3.15）～3.15が近づいて参りましたが、シェアリングエコノミーやクラウドソーシングにより発生した所得がある場合、その所得が副収入であっても、原則として確定申告・納税が必要です。  
確定申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(注1)で作成することができます。作成した申告書は、e-Tax（電子申告）で送信していただけますが、印刷して最寄りの税務署へ郵送又は税務署の窓口へ提出することもできます。  
確定申告の要否や手続については、国税庁ホームページにある「確定申告特集」(注2)をご確認ください。最寄りの税務署にお尋ねください。  
なお、e-Taxを利用する際には、マイナンバーカードが必要になります。取得方法や手続については、「マイナンバーカード総合サイト」(注3)をご覧ください。住民票のある市区町村窓口へお問い合わせください。

注1：<https://www.keisan.nta.go.jp/>  
注2：<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/shotoku/kokushu/>  
注3：<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

みなさまには、期間内の適正な申告、納税をお願いいたします。